

。 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（附則第十二条関係）

改 正 案	現 行
（社債及び借入金） 第十八条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 （略）	（社債及び借入金） 第十八条 会社は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 （略）